

上三川町デマンド交通運行業務委託仕様書

1 委託業務の名称

上三川町デマンド交通運行業務委託

2 基本事項

(1) 委託契約期間 契約を締結した日から令和10（2028）年3月31日まで

(2) 運行期間 令和7（2025）年4月1日から
令和10（2028）年3月31日まで

(3) 委託契約金額

見積りをもとに算出した運行に要する経費とする。ただし、受託者が受領する運賃を差し引いて町が委託料を支払う。

3 運行形態

道路運送法第4条に基づく許可による一般乗合旅客自動車運送事業における区域運行

4 運行区域及び運行区間

運行区域は町内全域とし、町内の地点と以下に記載する施設との間を運行区間とする。

- ・自治医大附属病院 ・石橋総合病院 ・JCHOうつのみや病院
- ・福田屋百貨店（FKDインターパーク店）
- ・スーパーマーケットかましん（自治医大店、石橋店）
- ・JR石橋駅 ・JR自治医大駅 ・JR雀宮駅

5 業務内容

(1) 道路運送法第5条に基づく許可申請業務

許可申請に要する費用は受託者が負担する。

(2) 乗車場所案内看板の設置に伴う使用許可申請業務

許可申請に要する費用は受託者が負担する。

乗車場所案内看板の設置場所に関する関係機関との協議及び設置は町が行う。また、設置場所の使用料が発生する場合の減免要望も町が行う。

(3) 運行業務

①運行方式

デマンド型乗り合い方式により運行する。

- ・ 自宅等と目的地間（ドア・トゥ・ドア）を運行する。

- ・ 予約配車については、町が提供する備品及び予約配車システム（以下「町システム」という。）（※別添資料1参照）を使用し、効率的な乗合による運行が出来るよう配慮すること。
- ・ 町システムを活用し、獨協医科大学病院や東武鉄道おもちゃのまち駅等の移動の利便性に資するため、ゆうがおバスとの乗換え案内を行うこと。
- ・ 町システムを活用し、ゆうがおバスとの乗換え案内を含めたインターネット予約を行うこと。
- ・ 午前8時から午後6時までの運行とする。時間帯における運行台数については、午前中に乗客が多いことを考慮し、適切に配置する。
- ・ 運行時間帯において送迎のないときは、近隣住民等に配慮しつつ、待機のために、町公共施設の駐車場を使用することができる。
- ・ 運行は月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12/29～1/3）は運休とする。
- ・ 回数券の発行及びかみたん号割引券等発行制度の協力を行う。

②運行車両

受託者が使用権原を有する事業用の車両を使用する。

- ・ 乗客4人乗り以上の車両3台以上とし、運行に支障がないよう運行車両及び台数の調整は受託者が対応するものとする。なお、需要が多い時間帯は運行台数の増等により、利用者の利便性が向上するよう受託者で提案すること。
- ・ 3台以上の車両が、折り畳み式のシルバーカー及び車いすを積載できるものとする。
- ・ 車両（3台以上）のラッピングを行い、「ORIGAMIのまち上三川」及びデマンド交通の周知啓発を行う。なお、デザインについては町が指定し、施工及び原状回復に係る費用は受託者が負担する。ただし、予備車を使用する場合は、デマンド交通であることがわかるよう町が貸与するマグネット・シート等を張り付ける。
- ・ 車両の点検、清掃及び調整を実施する。

③運賃の受領

運転者は、利用者から運賃、回数券又は割引券を受領し運行日ごとに精算する。

④損害賠償

本業務に使用する車両全てに任意保険又は共済に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行う。また、加入する任意保険又は共済は以下に示す賠償内容であることとする。

- ・ 対人賠償 無制限
- ・ 対物賠償 無制限
- ・ 人身傷害 3,000万円以上

(4) 予約受付業務

ア 通信回線

電話予約用のフリーダイヤル及び、町システムによる予約受付用インターネット回線を設ける。

イ 予約受付

電話による予約受付は、午前8時から午後6時までとする。

インターネット予約は、定期メンテナンスの時間帯を除いて受付する。

ウ 利用者登録データ入力等

町が受け付けた登録申請書の送付を受けられる体制を整え、町システムへの入力を行う。

(5) 配車及び運行管理業務

町システムをもとに運行プランを作成するとともに、乗務員に伝達する。

(6) 報告書作成業務

町システムを活用し、利用者数、運賃、走行距離等の運行に関する報告書を作成するとともに、事故に関する報告書、苦情処理に関する報告書及びお断りに関する報告書等を作成し、速やかに町へ提出する。様式等は別途協議する。

(7) その他

利用促進策の提案やそれを実現するための取り組みを行う。

また、住民からの要望が多い土曜日運行やその他の運行方法の実証運行の実施に協力するものとする。実証運行の時期や費用等については、別途協議する。

6 業務執行体制

- (1) 受託者は、本業務に対する責任者を選任すること。
- (2) 責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにしておくこと。
- (3) 受託者は、本業務を履行する車両の運転者を適切に配置すること。
- (4) 運転者は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。
- (5) 受託者は、予約受付業務に従事するオペレーターを配置すること。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。
- (6) 受託者は、必要に応じて運行管理者、整備管理者及び補助者を配置すること。
- (7) 本業務には、十分な知識を有する者を配置すること。

7 運行上の注意

- (1) 敷地内に停車する際には、人の通行や駐車の影響にならないよう十分配慮すること。
- (2) 道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とする。（道路反対側に待機する利用者を乗降させる場合は、周囲の交通状況を把握

し安全に乗車できるよう適切な誘導を行うこと。)

- (3) 利用者が乗車する際には、予約した本人であるかどうかと、目的地を確認したうえで運賃を受領すること。
- (4) 利用者の指定場所に到着後5分を経過しても利用者が現れない場合は、予約受付オペレーターに連絡し、予約受付オペレーターから利用者本人に電話連絡するなどの適切な対応を行うこと。
- (5) 交通事情などにより、迎える時間に大幅な遅延が見込まれる場合は、予約受付オペレーターに連絡し、予約者に電話連絡してもらうなどの適切な対応を行うこと。
- (6) 身体に触れた介助を受けなければ乗降できない者は、介助者の同乗を求めるが、体には触れないで乗降できる者の利用については、乗降に当たりそれぞれ最大5分の所要時間を許容すること。乗務員は、乗降に当たり必要となる車いすの折り畳み、荷積み等の身体の接触を伴わない支援を行い、円滑な乗降に努めること。

8 電話予約受付時等の対応

- (1) 予約の受付時間（運行日の午前8時から午後6時まで）は常に電話の受付ができる体制を維持すること。
- (2) 運転者から、交通事情などにより送迎時間に大幅な遅延が見込まれる旨の連絡を受けた場合、すみやかに予約者へ電話連絡をするなどの適切な対応を行うこと。
- (3) 予約受付の際には、利用者から「氏名（同世帯で複数人が利用する場合は全員の氏名）」「利用日」「利用する時間」「利用する区間」「手荷物等の有無や大きさ」を聞き取り、復唱して確認のうえ予約を受け付けること。
- (4) 定員超過や送迎が混み合った中での距離のある送迎となり、予約が受け付けられない場合は、その理由を丁寧に説明し、別の時間帯の利用や、タクシー等別の交通手段を提案するとともに、今後の早期予約の勧奨を行う。また、町システムの改善のためにその内容を町に報告する。

9 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の実施により得られた登録者情報、利用状況等の記録は町に帰属するものとし、町の承諾を得ないで、編集、削除、公表又は他に使用してはならない。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、町と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度、町と協議すること。

10 その他の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、町と受託者が別途協議する。

11 事務局(問合せ先)

上三川町地域生活課生活係

担 当：伊澤、杉山

住 所：〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

電 話：0285-56-9129 (直通)

F A X：0285-56-6868

E-mail：seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp

別添資料1 町が提供する備品及び予約配車システム

1. 町が提供する備品

受託者は、町が提供する下記の備品等を使用することとし、運行に当たり不足する場合は、受託業者の負担で用意するものとする。

なお、提供した備品は、適正に管理、使用し、故意または過失により備品をき損、又は滅失したときは、必要に応じて受託者の負担で購入・修繕等をするものとする。

- ・デスクトップパソコン（Windows 11）2台
- ・車載用タブレット端末（Android）4台

2. 町が提供する予約配車システム

受託者は、順風路㈱の提供する自動予約配車システムであるコンビニクルを使用し、予約配車を行うこととする。

(1) コンビニクルの概要

乗合いの作成、乗換のワンストップでの案内をすることができる運行管理システムであり、多数の自治体で運行実績がある。

<https://www.jpz.co.jp/odb/index.html>

(2) 当町で選定した理由

- ア おおむねの送迎時間を予約受付時、速やかに案内できる。
- イ 限られた車両を用いて、乗合いによる多数の移送を可能にできる。
- ウ 下野市及び壬生町で運行中のゆうがおバスとの乗換えを、ワンストップで電話予約及びインターネット予約できる。
- エ おおむねの送迎時間が案内できることで、幹線交通や他市町のデマンド交通との乗換え等、連携に資することができる。